

新旧対照表

| 改正後   |  | 改正前   |  |
|---|--|---|--|
| <p>第1条～第10条、附則 略</p> <p>附 則<br/>(施行期日)</p> <p>第1条 この要綱は、令和4年10月6日から施行し、令和4年10月11日から適用する。</p> <p>第2条 令和5年2月5日から同年3月31日の期間の補助金の申請、交付その他この要綱に定める手続きは、附則第2条ないし第4条の規定を準用する。</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> |  | <p>第1条～第10条、附則 略</p> <p>(新設)</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> |  |
| <p>(1) 令和4年10月1日までの実績に関するもの</p>   |  |   |  |
| 1 区分  | 2 取組内容   | 3 交付算定基礎額   | 3 交付算定基礎額  |
| 診療所   | (a)週100回以上の接種を4週間以上行った場合   | 週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円               | 週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円  |
|   | (b)週150回以上の接種を4週間以上行った場合   | 週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円               | 週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円  |
| 病院  | (c)50回以上/日の接種を行った場合  | 1日当たり定額で10万円  | 1日当たり定額で10万円   |
|   | (d)50回以上/日の接種を行った場合  | 1日当たり定額で10万円  | 1日当たり定額で10万円   |
| 病院  | (e)特別な接種体制を確保した場合であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が4週間以上ある場合には、(d)に加えて、次欄に掲げる額を加算 | 医師 1人1時間当たり7,550円<br>医師以外の者 1人1時間当たり2,760円          | 医師 1人1時間当たり7,550円<br>医師以外の者 1人1時間当たり2,760円   |
|   | <p>(2) 令和4年10月2日からの実績に関するもの</p>  |   | <p>※交付算定基礎額は接種回数により算定すること(予診のみは含まない)。また、消費税は反映しない。<br/>※(a)または(b)と(c)は重複しない。<br/>※(e)の「特別な接種体制の確保」とは、通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場<br/>合であり、いずれも接種専門の特別な人員を確保しているものであれば対象となるが、加算されるのはあ<br/>くまで50人以上を接種した日に限る。</p> |
| 1 区分  | 2 取組内容   | 3 交付算定基礎額   | 3 交付算定基礎額  |
| 診療所   | (a)週100回以上の接種を4週間以上行った場合であって、それぞれの週  | 週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円               | 週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円  |

|           |  |  |
|-----------|--|--|
|           | <p>の少なくとも1日は時間外、夜間又は休日にかかる接種体制を用意していること。なお、時間外、夜間又は休日の接種への取組については、診療所で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。</p>  |  |
|           | <p>(b)週150回以上の接種を4週間以上行った場合であって、それぞれの週の少なくとも1日は時間外、夜間又は休日にかかる接種体制を用意していること。なお、時間外、夜間又は休日の接種への取組については、診療所で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。</p>     | <p>週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円</p>                           |
|           | <p>(c)50回以上/日の接種を行った場合であって、その日において、時間外、夜間又は休日にかかる接種体制を用意（自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。）していること。</p>  | <p>1日当たり定額で10万円</p>  |
| <p>病院</p> | <p>(d)令和4年11月30日までの間に、50回以上/日の接種を行った場合であって、その日において、時間外、夜間又は休日にかかる接種体制を用意（自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。）していること。</p> <p>(e)特別な接種体制を確保した場合であって、50回以上/日の接種を週1</p> | <p>1日当たり定額で10万円</p> <p>医師 1人1時間当たり7,550円<br/>医師以外の者 1人1時間当たり2,760円</p> |

|  |                           |
|--|---------------------------|
|  | <u>日以上達成する週が4週間以上あること</u> |
|--|---------------------------|

※交付算定基礎額は接種回数により算定すること（予診のみは含まない）。また、消費税は反映しない。

※(a)または(b)と(c)は重複しない。

※(e)の「特別な接種体制の確保」とは、通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であり、いづれも接種専門の特別な人員を確保しているのであれば対象となるが、加算されるのはあくまで50人以上を接種した日に限る。

別表第2(第4条、第6条関係)

(1) 別表第1第二欄(a)～(c)及び(e)に関するもの

| 実績の対象となる期間               | 申請の期限      |
|--------------------------|------------|
| 令和3年5月9日から同年7月31日までの実績   | 令和3年9月15日  |
| 令和3年8月1日から同年10月2日までの実績   | 令和3年11月15日 |
| 令和3年10月3日から同年12月4日までの実績  | 令和4年1月15日  |
| 令和3年12月5日から令和4年2月5日までの実績 | 令和4年3月10日  |
| 令和4年2月6日から同年3月31日までの実績   | 令和4年2月4日   |
| 令和4年4月1日から同年6月4日までの実績    | 令和4年7月11日  |
| 令和4年6月5日から同年8月6日までの実績    | 令和4年9月12日  |
| 令和4年8月7日から同年10月1日までの実績   | 令和4年10月11日 |
| 令和4年10月2日から同年12月3日までの実績  | 令和5年1月16日  |
| 令和4年12月4日から令和5年2月4日までの実績 | 令和5年3月10日  |
| 令和5年2月5日から同年3月31日までの実績   | 令和5年2月3日   |

(2) 別表第1第二欄(d)に関するもの

| 実績の対象となる期間               | 申請の期限      |
|--------------------------|------------|
| 令和3年5月9日から同年7月31日までの実績   | 令和3年9月15日  |
| 令和3年8月1日から同年10月2日までの実績   | 令和3年11月15日 |
| 令和3年10月3日から同年12月4日までの実績  | 令和4年1月15日  |
| 令和3年12月5日から令和4年2月5日までの実績 | 令和4年3月10日  |
| 令和4年2月6日から同年3月31日までの実績   | 令和4年2月4日   |
| 令和4年4月1日から同年6月4日までの実績    | 令和4年7月11日  |
| 令和4年6月5日から同年8月6日までの実績    | 令和4年9月12日  |

別表第2(第4条、第6条関係)

| 実績の対象となる期間               | 申請の期限      |
|--------------------------|------------|
| 令和3年5月9日から同年7月31日までの実績   | 令和3年9月15日  |
| 令和3年8月1日から同年10月2日までの実績   | 令和3年11月15日 |
| 令和3年10月3日から同年12月4日までの実績  | 令和4年1月15日  |
| 令和3年12月5日から令和4年2月5日までの実績 | 令和4年3月10日  |
| 令和4年2月6日から同年3月31日までの実績   | 令和4年2月4日   |
| 令和4年4月1日から同年6月4日までの実績    | 令和4年7月11日  |
| 令和4年6月5日から同年8月6日までの実績    | 令和4年9月12日  |
| 令和4年8月7日から同年9月30日までの実績   | 令和4年10月11日 |

|                          |            |
|--------------------------|------------|
| 令和4年8月7日から同年10月1日までの実績   | 令和4年10月11日 |
| 令和4年10月2日から同年11月30日までの実績 | 令和5年1月16日  |

様式第1号～附則様式第4号 略

様式第1号～附則様式第4号 略